改正

平成19年8月27日告示第92号 平成20年3月26日告示第40号 平成20年5月30日告示第88号 平成21年12月22日告示第127号 平成22年3月25日告示第38号 平成23年3月25日告示第31号

平成26年3月25日告示第30号

平戸市有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、平戸市(以下「市」という。)が自主財源の強化のために、募集した広告(以下「広告」という。)を有料で掲載することに関して必要な事項を定める。

(広告掲載の対象)

- **第2条** 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 広報ひらど
  - (2) 平戸市ホームページ
  - (3) その他市長が広告掲載を認めるもの
- 2 前項各号に掲げる広告媒体にかかる広告の規格、掲載方法その他必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の範囲)

- **第3条** 広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。
  - (1) 政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの
  - (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
  - (3) 風俗営業及びこれに類するもの
  - (4) 商品先物及び貸金業に類するもの
  - (5) 求人広告及びこれに類するもの
  - (6) 公序良俗に反するもの

- (7) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの (広告掲載の優先順位)
- 第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。
  - (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
  - (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
  - (3) 前2号に該当しないものの広告

(審査会)

- 第5条 市に平戸市広告審査会(以下「審査会」という。)を置き、次に掲げる事項を審査する。
  - (1) 第3条各号のいずれかに該当する恐れのある広告に関する事項
  - (2) その他必要と認められる事項

(組織)

- 第6条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 総務部長
  - (2) 財務部長
  - (3) 文化観光部長
  - (4) 教育次長
- 2 審査会に会長を置き、総務部長をもってこれに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 審査会の事務局は、総務部行革推進課に置く。

(会議)

- 第7条 会長は、審査会を総理し、会議の議長となる。
- 2 審査会の会議は、会長が招集し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 3 会議の招集が困難であると会長が認める場合は、持ち回りにより審査を行うことができる。
- 4 審査会は、広告を掲載しようとする広告媒体を主管する課局長を会議に出席させ、その表示内 容について意見又は説明を聴くものとする。

(広告掲載の申請者の資格)

第8条 広告掲載の申請をしようとする者(以下「広告主」という。)は、市税等の滞納がない者とする。

(広告掲載申請書等の提出)

第9条 広告主は、広告媒体ごとに業務委託契約を締結する広告代理店等を通じて、平戸市有料広

告掲載申請書(様式第1号)に広告の原稿、市税等の納税証明書、これらに伴う資料等を添えて 市長が定める期限までに提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条に定める平戸市有料広告掲載申請書を受理した後、審査会において掲載の承認が得られたものについて、広告の掲載を決定する。

(広告掲載の決定の通知)

第11条 市長は、広告掲載の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、広告主に平戸市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第12条 広告主は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る広告掲載の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第13条 市長は、広告掲載の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生 じたときは、広告掲載の決定の内容又はこれに付した条件の全部又は一部を取り消すことができ る。

(広告掲載変更申請書の提出)

第14条 広告主は、第10条に定める広告掲載の決定を受けた後、何らかの事情により掲載内容又は 掲載期間等を変更する場合、平戸市有料広告掲載変更申請書(様式第3号)を提出しなければな らない。

(広告掲載の変更決定の通知)

- 第15条 市長は、前条に定める平戸市有料広告掲載変更申請書を受理した後、審査会において掲載 内容の変更の承認が得られたものについて、第11条の様式に準じて通知しなければならない。 (その他)
- 第16条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月27日告示第92号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

**附** 則 (平成20年3月26日告示第40号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日告示第88号)

この告示は、告示の日から施行する。

**附** 則 (平成21年12月22日告示第127号)

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

**附** 則(平成22年3月25日告示第38号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附** 則(平成23年3月25日告示第31号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成26年3月25日告示第30号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第11条関係)

様式第3号(第14条関係)

様式第4号

## 平戸市有料広告掲載申請書

年 月 日

平戸市長 様

申込者 住所又は所在地 名称及び代表者氏名 印 電話番号

市が所有する広告媒体へ広告を掲載したいので、平戸市有料広告掲載に関する基本要綱第9条の規定により、下記物件の申請をします。

掲載広告媒体名	<ul><li>□ 広報紙(広報ひらど)</li><li>□ 平戸市ホームページ</li><li>□ その他広告媒体( )</li></ul>
掲載希望期間	□ 年 月から 年 月まで(か月間)
掲 載 枠 数	枠
リンク先アドレス (*HPの場合のみ記入)	http://
e — m a i l	
広告主の概要	
添付書類等	①広告の原稿 ②納税証明書 法人の場合:法人市民税、固定資産税 個人事業主の場合:市税、国民健康保険税 ※市内営業所の場合、同意書(様式第4号)があれば、納税 証明書添付は不要です。

 平戸市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

平戸市長

## 平戸市有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申請のあった平戸市有料広告掲載については、平戸市 有料広告掲載に関する基本要綱第10条の規定により、下記のとおり掲載することに決定 したので、同要綱第11条の規定により通知する。

## 平戸市有料広告掲載変更申請書

年 月 日

平戸市長 様

申込者 住所又は所在地 名称及び代表者氏名 ® 電話番号

市が所有する広告媒体へ掲載した広告内容の変更を行いたいので、平戸市有料広告掲載に関する基本要綱第14条の規定により、下記物件の変更申請をします。

変	更	事	由	
変	更	内	容	E
添	付	書類	等	

## 同 意 書

有料広告掲載申請に際し、平戸市有料広告掲載に関する基本要綱第8条に基づく審査 にあたり、平戸市が広告掲載申請者名義に係る納税状況について確認することに同意し ます。

年 月 日

(広告掲載申請者)

所 在 地

商号及び名称

代表者職氏名 印